

**障害者も健常者も共に地域で暮らせる  
ノーマライゼーション条例（仮称）  
の考え方について  
（中間報告）案**

平成22年7月20日

条例検討専門委員会

## 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）の構成

### ・前文

#### 総則

- 1 「目的」
- 2 「基本理念」の考え方
- 3 「定義」の考え方
- 4 「市の責務」の考え方
- 5 「市民の責務」の考え方

#### 障害者の権利を守るための規約

- 1 「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方
- 2 「障害者への差別の解消のための機関と措置」の考え方
- 3 「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」の考え方
- 4 「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方
- 5 「障害者に対する後見的支援の実現」の考え方

#### 障害者の地域生活に関する権利規約

- 1 「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方
- 2 「障害者の住まいの確保の実現」に対する考え方
- 3 「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」に対する考え方

#### 障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

- 1 「障害者の就労の実現」に対する考え方
- 2 「障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」に対する考え方

#### 障害児・者の発達に関する権利規約

- 1 「障害児・者の子育て支援の実現」に対する考え方
- 2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方

#### 条例の推進体制

- 1 「条例の実施状況の検証」の考え方
- 2 「障害者施策推進本部の設置」の考え方
- 3 「障害に関する市民会議の設置」の考え方

## 前文

### 総則

#### 1 「目的」

- (1) さいたま市(以下「市」)で生活する市民(在勤、在住のいずれも含む。以下同じ。)が、心身の障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者(障害児を含む。以下同じ。)の権利を擁護し、障害者の自立及び社会参加を支援するために、国連障害者権利条約に盛られた理念を踏まえて、市として必要な措置を講ずることにより、障害者の福祉を増進すると共に、市民だれもが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

#### 2 「基本理念」の考え方

- (1) 障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策の推進は、次に掲げる事項を基本とする。

障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関は、障害者への差別を全市民的に克服するため、障害者の権利を尊重するとともに、障害者を含むすべての市民が安心して暮らせるような地域づくりに取り組むこと。

障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関は、障害者が市民の一員として地域に暮らし、それぞれにふさわしい役割を果たすことができる地域づくりに取り組むこと。

障害者を含む市民、市、事業者及びその他関係機関は、それぞれ相互に連携し、障害に対する理解を深め、取り組むこと。

#### 3 「定義」の考え方

- (1) この条例において「障害者」とは、次に掲げるものとする。

障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害、発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第一項に規定する発達障害又は高次脳機能障害がある者。

に加え、機能障害(構造障害を含む)があるとともに、地域生活において活動の制限、若しくは参加の制約を受けている者であって、社会的な支援を必要とする状態にある者。

- (2) この条例において「差別」とは、障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、又は処遇しようとするものであり、特定の場合において、必要な合理的配慮を行わない場合も含むものとする。

ただし、合理的な配慮に基づく措置を行うことが、均衡を失した又は過度の負担を課すものとなる場合においては、この限りではない。

#### 4 「市の責務」の考え方

- (1) 市は、この条例の目的を達成するため、基本理念に基づき、障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。
- (2) 市は、障害者の権利を擁護し、自立及び社会参加に対する支援に関する施策の推進に当たっては、障害者基本法、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）その他の関係法令との調和を図りながら、効果的な施策の展開を図らなければならない。

#### 5 「市民の責務」の考え方

- (1) 市民は、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な雰囲気醸成に努めなければならない。  
市民は、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者に対する支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### 障害者の権利を守るための規約

##### 1 「障害者への差別禁止と差別の解消・防止」の考え方

- (1) 何人も、障害者に対し差別をしてはならない。

##### 2 「障害者への差別の解消のための機関と措置」の考え方

- (1) 市はさいたま市障害者施策推進協議会条例（平成十五年三月十四日条例第十七号）に規定する障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に前々項及び前項に掲げる障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案に対し協議を行う同条例第6条の規定による、権利擁護専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を設置する。
- (2) 市長及び専門委員会は、差別に関する事案及び障害者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- (3) 市長は、専門委員会における協議の結果、すべての専門委員の賛成により、施策推進協議会に案件を付議し、協議会において障害者の権利に重大な支障を及ぼすと判断した場合にあっては、原因となる者に対して、改善のための指導をすることができる。  
前項の指導の結果、改善が図られない場合にあっては、協議会は市長に対して、原因となる者に対して改善を勧告することを求めることができる。  
前項に規定する求めがあった場合、市長は、改善の勧告を行うことができる。この場合においては、市長は、あらかじめ期日、場所及び事案の内容を示して、当該事案の原因となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。  
前項の勧告を行ったにもかかわらず、改善が図られない場合にあっては、市長は、当該勧告内容を公表することができる。

### 3 「障害者への虐待禁止と虐待の解消・防止」の考え方

(1) 何人も障害者に対し虐待をしてはならない。

(2) この条例において「虐待」とは、次に掲げる行為をいう。

障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は性のあり方を強要されること。

障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと、及び ~ の事実を知りながら放置すること。

### 4 「障害者への虐待の解消のための機関と措置」の考え方

(1) 市は、虐待を早期に発見し対応するため、虐待を受けた障害者を発見した者からの届出を受けることができる、及び虐待に対応できる体制を整備しなくてはならない。

(2) 市は、市民、事業者及びその他関係機関と連携し、虐待の早期発見及び被虐待者の迅速な安全確認を行うものとする。

(3) 市民、事業者及びその他関係機関は、障害者に対する虐待を行った事実があると認めるときは、速やかに、これを関係行政機関に通報するよう努めなければならない。

市民、事業者及びその他関係機関は、前項の規定による通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(4) 市長は、虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

(5) 障害者の保護者、養護者、事業者及びその他関係機関は、前項に規定する安全確認に協力しなければならない。

(6) 市は、虐待された障害者の保護者、養護者に対し、相談、指導及び助言を行うものとする。

(7) 市は、虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、社会福祉法、障害者自立支援法その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(8) 市は、毎年度、虐待の状況及び虐待があった場合に採った措置その他規則で定める事項を必要に応じて公表するものとする。

### 5 「障害者に対する後見的支援の実現」の考え方

(1) 市は、後見的支援を要する障害者に対する支援施策を講ずるものとする。

(2) 市が実施する後見的支援を要する障害者に対する支援施策は、次に掲げる事項とする。

民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開

始の審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十七条の三並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十一条の十一の二の規定に基づく市長による後見開始等審判の請求を行うために必要な支援を行うこと。

市長は、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)が確定した者であって、かつ、別に規則で定める者に係る成年後見人等に対する報酬に関し、必要な支援を行うこと。

日常生活自立支援事業を利用する障害者に対し、必要な支援を行うこと。

その他後見的支援を要する障害者に必要な支援を行うこと。

(3)市は、後見的支援を行う人材の育成に努めるものとする。

#### 障害者の地域生活に関する権利規約

1「障害者とその家族が安心できる地域生活の早期実現」に対する考え方

(1)市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、障害のみに目を向けるのではなく個人を尊重すると共に、日常生活や社会生活を送る上での課題や障害特性を理解し、様々な福祉サービスや社会資源の活用や、本人の自立を助長し、その家族の負担を軽減するための総合的な支援を行うものとする。

(2)障害者自立支援法第三十六条に規定する指定障害福祉サービス事業所及び同法第七十七条に規定する地域生活支援事業を行う事業者(以下、「障害福祉サービス事業所等」という。)は、サービスの提供に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの実施に努めるとともに、関係機関及び事業者等と緊密な連携を保ち、支援を行うものとする。

(3)市及び障害者自立支援法第三十七条に規定する指定相談支援事業所及び同法第七十七条に規定する地域生活支援事業を行う相談支援事業者(以下、「相談支援事業者」という。)は、相談支援等の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、関係機関及び事業者等と密接な連携を図り、支援体制の総合的な調整を行うものとする。

(4)市は、地域自立支援協議会を設置し、次に掲げる事項を行うものとする。

障害者が安心して地域で生活できるよう、社会資源の開発や施策課題の解決に向けた検討を行うとともに、支援のためのネットワークの構築に向けた協議を行う。

具体的な困難事例に対する処遇方策を研究し、福祉事務所及び相談支援事業者に必要な助言を行う。

地域自立支援協議会で明らかになった施策課題等について、毎年度、障害者施策推進協議会に報告を行う。

2「障害者の住まいの確保の実現」に対する考え方

(1)市は障害者が地域で生活することができるように、居住場所の確保並びに居住を継続していくに当たり、関係機関との連携のもと、必要な施策を講じることとする。

- (2) 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、その障害の特性を理解し、福祉事務所及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域で暮らしていくために必要な居住する場所の確保に努めるものとする。

### 3 「障害者への相互的な情報利用の促進及び意思疎通に対する配慮の実現」に対する考え方

- (1) 市が主催する催し物を開催するときや情報の提供及び通信を行う場合、その障害の特性を理解し、意思疎通が困難な障害者に対し、必要な配慮を行うこととする。
- (2) 市は、相互的な情報利用及び意思疎通が困難な障害者に対し、ICT技術の活用を含めた必要な支援を行うこととする。
- (3) 市は、災害発生時や緊急時において、速やかに障害者と連絡が取れるよう調査を行い、その障害の特性を理解し、必要な支援を行うこととする。
- (4) 事業者は、地域で暮らすために必要なサービスを提供するにあたり、意思疎通が困難な障害者に対し、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

### 障害者の自立及び社会参加に関する権利規約

#### 1 「障害者の就労の実現」に対する考え方

- (1) 市は、障害者が必要とする就労に係る支援を、生活面を含め、一体的かつ継続的に講じるよう中核的な機関と各関係機関が連携し、行わなくてはならない。
- (2) 事業者は、障害者に対し雇用の機会を広げるとともに、定着を図るために、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

#### 2 「障害者が社会参加するための基盤整備の早期実現」に対する考え方

- (1) 市は、障害者の移動の支援に当たっては、個人を尊重すると共に、日常生活や社会生活を送る上での課題やその障害の特性を理解し、市内の事業者や市民の協力のもと、可能な限り障害者の活動範囲の拡大に必要な措置を講じなくてはならない。
- (2) 市は、建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）第7条第4項に定める建築物に関する完了検査に当たっては、障害の特性を十分に理解し、留意したうえで検査を行うものとする。
- (3) 障害者が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

### 障害児・者の発達に関する権利規約

#### 1 「障害児・者の子育て支援の実現」に対する考え方

- (1) 市は、障害者の乳幼児期、学齢期及び青年期を通じて一貫した切れ目のない支援を確保しなくてはならない。
- (2) 市は、個々の障害児・者が必要とする保育及び支援を把握し、関係機関との連携のもと、必要とする支援が行われるよう手立てを講じなくてはならない。

## 2 「障害児・者に対する充実した教育の実現」に対する考え方

- (1) 市及び教育機関は、個々の障害児・者が必要とする教育内容及び支援に沿った、可能な限り包摂的な、教育を行わなければならない。
- (2) 市及び教育機関は、関係機関との連携のもと、必要とする教育内容に即した教育機関を選択できるような手立てを講じなくてはならない。
- (3) 市及び教育機関は、学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるような手立てを講じなくてはならない。

### 条例の推進体制

#### 1 「条例の実施状況の検証」の考え方

- (1) 市は条例が適切に施行されるよう、実施計画を策定するとともに、毎年度、障害者施策推進協議会に実施状況を報告しなければならない。
- (2) 障害者施策推進協議会は、その報告に対して提言を行う。

#### 2 「障害者施策推進本部の設置」の考え方

- (1) 庁内における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内に障害者施策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。
- (2) 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- (3) 本部長は市長とし、副本部長は保健福祉局長とする。

#### 3 「障害に関する市民会議の設置」の考え方

- (1) 市は、障害者施策及び課題について障害者を含む市民が相互に意見交換を行う、障害に関する市民会議（以下、「市民会議」という。）を設置する。
- (2) 市は、市民会議で提出された意見を、障害者施策推進協議会に報告しなければならない。

### 今後の検討課題

- ・ 条例の名称及び愛称について
- ・ 検討期間について
- ・ 前文について
- ・ 別紙（知的障害者向け）の文案について